三鷹市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例

三鷹市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償条例(平成5年三鷹市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを次のように改める。

(支給の始期)

第3条 議長及び副議長は選挙された日から、議員はその職に就いた日から報酬を支給する。

(支給の終期)

第4条 議長、副議長及び議員が退職等(任期満了、辞職、失職、除名、死亡 又は議会の解散によりその職を離れることをいう。以下同じ。)をした場合 は、その日まで報酬を支給する。

(日割計算)

第5条 前2条の規定により報酬を支給する場合で、月の初日から支給すると き以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、日割計算によ って支給する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条第1項中「退職、失職又は死亡した」を「退職等をした」に改め、同条第2項中「退職、失職又は死亡の」を「退職等をした」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 提案理由

議長、副議長及び議員が、選挙され、若しくは就任した場合又は退職等をした場合の報酬の支給方法を日割計算にするため、本案を提出します。

改正案

現 行

(支給の始期)

第3条 議長及び副議長は選挙された日から、議員はその職に就いた日から報酬を支給する。

(支給の終期)

第4条 議長、副議長及び議員が退職等( 任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議 会の解散によりその職を離れることをとい う。以下同じ。)をした場合は、その日ま で報酬を支給する。

(日割計算)

第5条 前2条の規定により報酬を支給する場合で、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、日割計算によって支給する。

(第6条削除)

第7条 → 第6条

(期末手当)

第7条 期末手当は、市議会議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対して支給する。基準日前1月以内に<u>退職等をした</u>市議会議員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、 退職等をした日現在)において・・・・

. . . . . . . . . . . .

(支給の始期)

第3条 報酬は、議長、副議長及び議員が就職した月分から支給する。

(支給の終期)\_

第4条 議長、副議長及び議員が退職、失職又は死亡した場合は、その月分までの報酬を支給する。

(重複支給の禁止)

第5条 第2条に掲げる職務の間に異動が あった場合のその月分の報酬は、額の多い 方により支給する。

第6条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、退職又は失職した市議会議員がその月のうちに再び就職した場合は、重複した報酬を支給しない。

(期末手当)

第8条 期末手当は、市議会議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対して支給する。基準日前1月以内に退職、失職又は死亡した市議会議員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、 退職、失職又は死亡の日現在)において

第9条 → 第8条